（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第五十四条の七　事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

附則第二条の二及び第二条の三を削る。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第三条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「企業年金制度（法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度」を「確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金」に改め、「この条及び第九条の二において」を削り、「当該企業年金制度」を「当該確定給付企業年金」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第九条の二中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改める。

第十一条第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第九十二条第一項」を「第五十四条の五第一項」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二号中「ニまで」を「ハまで」に改める。

第二十条の二の見出し中「厚生年金保険法」を「確定給付企業年金法」に改め、同条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百四十九条第一項」を「確定給付企業年金法第九十一条の二第一項」に、「厚生年金保険法第百五十三条第一項第十二号」を「確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号」に改め、「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同条第二項中「厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十条」を「確定給付企業年金法施行令第六十五条の九及び第六十五条の十」に、「その業務（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が行う業務を含む。）」と、同令第五十四条第一項の表第二十八条の二の項中「業務」とあるのは「」を「、その」に改める。

第二十一条の見出し中「厚生年金保険法」を「確定給付企業年金法」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同項を同条とする。

第二十二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第百十七条第一項」を「第八十二条の二第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第百十七条第四項」を「第八十二条の二第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「次項第五号」を「次項第三号」に改め、同号ハ中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十六条中「厚生年金基金（解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。）」及び「厚生年金基金及び」を削る。

第三十五条第二号中「第九十二条第一項」を「第五十四条の五第一項」に改める。

第三十八条第二項中「厚生年金基金及び」を削る。

第四十九条第二号中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第五十三条の見出し中「厚生年金基金」を削り、「厚生年金保険法」を「確定給付企業年金法」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五の二第一項中「第四十四条の三第四項」の下に「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第三条の七（見出しを含む。）中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

第三条の十一の三中「一部が」の下に「平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する」を加え、「第六十四条の三」を「第六十四条の三第一項」に改め、「となる期間が」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する」を、「ときは、」の下に「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

第四条の二第三号中「（第九章を除く。第四条の五において同じ。）」を削る。

第八条の三第四項第二号中「若しくは第五項」を削り、「同条第三項」を「第三項」に、「又は平成六年改正法」を「、平成六年改正法」に改め、「含む。）」の下に「、第二十二条」を、「第二十六条」の下に「又は平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第四十六条第五項」を加える。

第八条の九第四項中「第十三条の六（同条第三項を除く。）」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第四十六条第五項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」に改める。

第九十八条第一項の表附則第二十一条第二項の項中「同法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、「その例によるものとされた」の下に「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」を加え、同表附則第二十三条第二項の項中「準用する」及び「その例によるものとされた」の下に「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」を加え、同条第三項の表以外の部分中「第五項」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項」に改め、同項の表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、「この法律」を削り、「その例によるものとされた」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。